

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスには、国際的なルールの下で、透明性・公平性・迅速性が強く求められております。  
当社及び当グループは、コンプライアンスに基づく企業倫理、経営環境の激しい変化に対応するための経営組織体制の構築の重要性を認識し、コーポレート・ガバナンスの充実を最も重要な経営課題の一つと位置づけております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則5項目を実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ベストフレンズ有限会社	616,200	42.27
株式会社東邦レオホールディングス	120,000	8.23
前田 和彦	44,200	3.03
前田 扶美子	44,200	3.03
橘 俊夫	44,100	3.02
松岡 明	44,000	3.01
柴田 芳	40,000	2.74
株式会社十六銀行	24,000	1.64
株式会社りそな銀行	24,000	1.64
株式会社三菱UFJ銀行	24,000	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ、名古屋 第二部
-------------	-------------------

決算期	5月
-----	----

業種	不動産業
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	社外取締役
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
川口 一幸	弁護士													
片桐 正博	他の会社の出身者													
三輪 勝年	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川口 一幸				弁護士としての専門的知見ならびに企業法務に関する豊富な経験を有しております。監査等委員である社外取締役として、当社の取締役会の意思決定の適正性を確保し、監査・監督体制の強化に資することを期待できるものと判断しております。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。

片桐 正博				愛知県副知事を歴任する等、地方行政に携わった豊富な経験と幅広く高度な見識を有しております。監査等委員である社外取締役として、当社の取締役会の意思決定の適正性を確保し、監査・監督体制の強化に資することを期待できるものと判断しております。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。
三輪 勝年				不動産業界における豊かな経験および幅広い見識を有しております。監査等委員である社外取締役として、当社の取締役会の意思決定の適正性を確保し、監査・監督体制の強化に資することを期待できるものと判断しております。 また、同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は監査等委員の職務を補助すべき使用人として、内部監査室に所属する者を定めています。内部監査室に所属する者は、監査等委員会の求めに応じて監査等委員会の補助業務を行なうこととしています。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、内部監査室、会計監査人は、定期的に意見交換を実施し、相互に連携を図っております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

### 該当項目に関する補足説明

役員賞与は、事業年度の業績、従来の役員賞与等を総合的に勘案し、取締役に対する支給額を決定しております。

## ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2020年5月期における取締役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役の年間報酬総額 112,751千円 (基本報酬 114,463千円 退職慰労引当金繰入額 7,750千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額の上限額を200,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬額の上限額を30,000千円以内と決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個別の報酬額については、取締役より授権された代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき算定し、取締役会の決議により決定することとし、監査等委員である取締役の個別の報酬額については、監査等委員である取締役の協議によることとしております。

### 【社外取締役のサポート体制】

定例取締役会の開催日程に関しては、特段あるいは緊急の事態が無い限り、社外取締役が出席可能な日程調整を行っております。

また、社外取締役が社内情報を把握するために、監査等委員会の運営事務局である内部監査室が、監査等委員である社外取締役の要請に応じサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

### 1. 企業統治の体制の概要

当社の取締役は6名(うち監査等委員3名)で構成されており、少数の取締役による迅速な意思決定を行うとともに、取締役相互の経営監視とコンプライアンスの徹底に取り組んでおります。取締役6名のうち3名が社外取締役であり、客観的な立場から経営を監視する機能を確保しております。

また当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役の推薦に基づき、取締役会の決議によって選任しております。

### 2. 内部監査及び監査等委員会による監査の状況

当社は、コンプライアンスの重要性を認識し、内部監査の実施により、適正な業務運営の確保に努めております。リスクマネジメント担当役員の監督下である「内部

監査室」1名により、業務運営の適正性を逐次監視しております。

この他、稟議規程・業務分掌規程等の各種規程の整備と適正な運用によって内部牽制が有効に機能しており、内部統制システムの運用により適正な業務運営を確保しております。

### 3. 会計監査の状況

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。

当社は金融商品取引法の規定に基づき、連結財務諸表及び財務諸表について監査を受けております。定期的に当社の代表者と協議を実施し、財務諸表の適正性を確保しております。

当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

指定有限責任社員・業務執行社員 岩田 国良 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員・業務執行社員 山田 昌紀 有限責任 あずさ監査法人

監査業務に係る補助者の構成 公認会計士3名 その他10名

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業の持続的成長と価値向上のためには、取締役会の監督機能、執行部による業務執行機能の役割の明確化と強化を図り、経営の意思決定を適正化・迅速化することが必須であります。コーポレート・ガバナンスの観点から現在の当社に相応しい監督・執行体制を検討した結果、監査等委員会設置会社に移行することが最善と判断したものであります。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	5月決算のため、定時株主総会は年間集中日には該当していません。
その他	株主総会では、映像とナレーションを用いて事業報告を行うなど、わかりやすい運営を目指しております。また、株主総会終了後に株主の皆さまとの懇談等の機会を設け、意見交換を行えるように努めております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	【掲載URL】 <a href="https://www.woodfriends.co.jp/ir/information/">https://www.woodfriends.co.jp/ir/information/</a> 【掲載資料】 決算情報、プレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)につき、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を定めております。本方針に基づく内部統制システムを構築・実行し、会社業務の適法性及び効率の確保並びにリスク管理に努めるとともに、社会情勢やその他経営環境の変化に応じて適時見直しを行い、その改善を図ります。

内部統制システムの整備の状況等

- 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
・当社はコンプライアンスに基づく企業倫理、経営環境の激しい変化に対応するため経営組織体制の構築の重要性を認識し、内部統制システムの充実を最も重要な経営課題の一つと位置づける。  
・役員が、法令および定款を遵守して職務執行を行い、かつ企業の社会的責任を果たすため、取締役会を代表して代表取締役が全役員に、経営方針および行動指針の趣旨を伝える。  
・リスクマネジメントを担当する役員を取締役会が選定して、当社およびその子会社におけるリスク管理・統制を行う。  
・内部監査室を前項役員の直轄組織とし、各部署の業務が法令・定款に基づいて実施されているかどうかを計画的に監査する。  
・コンプライアンス推進委員会を設置し、当グループのコンプライアンス基本方針の周知等によりコンプライアンス経営を推進する。  
・法令違反を早期に発見し、自浄作用を働かせるため、内部通報制度を運用する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報および文書は、「文書管理規程」に基づき適切に記録・保存・管理の運用を実施する。なお、取締役は、いつでも当該情報を閲覧することができるものとする。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
・各部門長は、職務権限規程により付与された権限の範囲で職務を遂行し、その権限を超える場合は、稟議規程等に定めるところにより取締役あるいは執行役員の許可を要することにより、事業の損失(リスク)を管理する。  
・事業遂行部門に対する内部牽制機能を担う部門として企画・管理系部門を位置づけ、各事業のリスクを監視する。  
・内部監査室はリスク管理の状況に関して調査を行い、リスクマネジメント担当役員に報告する。  
・リスクマネジメント担当役員は、定期的当社およびその子会社のリスク管理の状況を取締役会および監査等委員会にて報告する。その報告に基づき、問題点の把握を行い、リスク管理体制の見直しを行う。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
・定期的取締役会を月1回開催し、かつ必要に応じて随時取締役会を招集できる体制をとることにより、重要事項の決定を迅速に行う。  
・中期経営計画および年度計画を定め、当社として達成すべき目標を明確化する。  
・取締役および執行役員で構成する業務遂行の審議機関である経営会議を月1回開催し、意思決定の迅速化を図る。
- 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
・子会社管理規程を定め、権限を適切に委任するとともに、当社への報告・事前付議事項の基準を明確にして、適切な子会社管理を実施する。  
・当社グループとしての適切な経営判断を行うため、子会社の責任者は、経営会議において自社の経営状況を報告する。  
・リスクマネジメント担当役員は、子会社の重要な会議に出席するなどして、子会社におけるガバナンス状況を適宜把握し、必要に応じて見直しを指示する。  
・当社の内部監査室は、定期的または随時、子会社に対する監査を実施する。
- 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項  
・内部監査室に所属する者は、監査等委員会の求めに応じて監査等委員会の補助業務を行う。  
・前項の他、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の意見をできるだけ尊重した上で人選し、その者を配置する。  
・監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた当該使用人は、当該指示に関して取締役(監査等委員である取締役を除く。)およびその他業務執行組織による指揮命令は受けず、独立してその職務を遂行する。
- 監査等委員会への報告に関する体制  
・取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は、当社または当グループに対して著しい損害を及ぼす事実、重大な法令違反・定款違反が発生した場合あるいはそれらの発生を予見した場合には、速やかに監査等委員会に報告する。  
・当社は、前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。  
・監査等委員会は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人に対して、業務執行状況の報告を求めることができる。
- その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
・監査等委員である取締役3名のうち2名は社外取締役とし、対外的に透明性を確保する。また、監査等委員である社外取締役が社内情報を把握するために、監査等委員会の運営事務局である内部監査室が、監査等委員である社外取締役の要請に応じてサポートを行う。  
・監査等委員会はリスクマネジメント担当役員および子会社の監査役との連絡会を定期的に開催し、監査が実効的に行なわれるための連携を保つよう努める。  
・監査等委員会は監査の実効性を確保するため、必要に応じて、弁護士や公認会計士などの社外専門家を活用することができる。また、監査等委員会が職務を執行することに係る費用は当社が負担する。
- 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社および当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法および関連する法令等に準拠した財務報告に係る内部統制システムを整備するとともに、運用状況における有効性の向上を図る。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当グループは、市民生活や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士などの外部専門機関と緊密な連携の下、組織全体として毅然とした態度で対応する。



## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

#### 1. 適時開示に係る基本方針

当社は、経営の透明性や公平性を保ち、適切かつ迅速な情報開示を行うことは、上場企業に課された重大な使命であると認識し、投資者の視点に立った会社情報の適時開示に努めてまいります。

#### 2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

- (1) 会社情報は管理部門(人事総務部・経理部)において集約・管理し、情報開示責任者(取締役経理部長)に報告されます。
- (2) 情報の重要性の判断、適時開示情報か否かについては、適時開示規則等に準じて代表取締役、情報開示責任者によって協議・決定されます。
- (3) 適時開示する資料を管理部門にて作成します。
- (4) 会社情報のうち、重要事実の決定に関する情報、決算に関する情報については、取締役会決議後、適時開示します。
- (5) 会社情報のうち、発生事実に関する情報についても、原則取締役会を開催し、決議後に適時開示しますが、緊急の場合においては、情報開示責任者の決裁により適時開示し、後日取締役会において報告を行う体制としております。
- (6) 取締役会の決議後、あるいは情報開示責任者の決裁後、速やかに経理部にてTDnetへの登録、適時開示を行います。

